

# 地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務 企画提案募集要綱

この要綱は、地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の趣旨

みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略に定める高い再エネ目標の達成に向け、県では、工場や事業所、住宅の屋根等への自家消費型設備の導入を重点的に推進してきたが、今後、特に産業界で更なる需要拡大が見込まれ、耕作放棄地など太陽光発電の適地となる県内未利用地の活用を推進するための施策が必要となるが、現状、未利用地を活用したオフサイトPPA等については、その多くが県外需要家への供給を想定したもので、「県内で生み出された環境価値の県外流出」が課題となっている。

このため、県は、県内で発電された再エネ電気等を活用し、本県の脱炭素社会の実現と県内経済の競争力確保を図ることを目的に、県内未利用地や未利用資源を活用した再エネ電力と県内需要家のマッチングを進めており、具体策として「県有未利用地を活用した太陽光発電電力供給事業」の事業者を公募するとともに、「未利用資源を活用した小水力発電事業」として、2つの小水力発電施設を建設し、今後、売電することとしている。

県では、これら事業を初めて実施するものであり、事業実施に係るリスクを洗い出し、発電事業に係る事業者選定や、選定事業者と県が締結する協定・契約の内容へ適切に反映することが必要と考えている。

そこで、本業務は、県が実施する「県有未利用地を活用した太陽光発電電力供給事業」のうち、企画提案内容の論点整理や事業計画書の審査、協定書・契約書の作成等の業務支援及び「未利用資源を活用した小水力発電事業」のうち、売電手法の検討業務を支援するものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務

### (2) 事業内容

別紙仕様書のとおり。

### (3) 事業期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

## 3 委託上限額

金5,286,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 4 応募条件

企画提案に応募できる者に必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (9) 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 日本国内に本社を有すること。

## 5 スケジュール

名称	日程
公募開始	令和7年5月9日（金）
質問の受付期間	令和7年5月9日（金）～5月16日（金）午後5時
回答の公表	令和7年5月20日（火）午後5時
企画提案書の提出受付期間	令和7年5月9日（金）～5月30日（金）午後5時
一次審査（書類審査）	令和7年6月2日（月）
一次審査結果の通知	令和7年6月3日（火）
本審査（プレゼンテーション審査）	令和7年6月5日（木）（予定）
審査結果の通知および結果の公表	令和7年6月6日（金）（予定）
契約締結	令和7年6月中旬

## 6 質問及び回答

- (1) 受付期間  
令和7年5月9日（金）から令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
  - ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
  - イ 電子メールアドレスは、下記のとおり。  
kankyoss@pref.miyagi.lg.jp  
（宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班）
  - ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。
- (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月20日（火）午後5時までに宮城県環境生活部環境政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

仕様書を参照の上、次のアからウまでについて作成し、提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式第2号）

イ 企画提案応募条件に係る誓約書（様式第3号）

ウ 以下の①から⑥までの内容をまとめたプレゼンテーション資料（任意様式）

#### 【プレゼンテーション資料の形式等】

ファイル形式：Microsoft Word、Excel、PowerPoint 及び PDF

文字サイズ：10.5ポイント以上

ページ数：A4サイズで10ページ以内（以下の①～⑦を各1ページ以上含むこと）

#### ① 本業務に類似する業務の受託実績

仕様書（案）に記載する業務内容の遂行能力を証するため、「業務名」「発注者名」「業務受託期間」「業務の内容」「本業務に類似する点及び実施の参考となる点」等について、最大5事業まで記載すること。

#### ② 業務の実施方針

「仕様書（案） 3 業務内容（1）ア～オ及び（2）ア」の項目ごとに、業務効果を高めることが期待される点（提案者の独自視点・独自提案）について簡潔に記載すること。

#### ③ 業務遂行体制図

#### ④ 工程表（業務実施スケジュール）

#### ⑤ 経費参考内訳書

仕様書（案）の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

#### ⑥ その他提案事項（任意記載）

### (2) 提出方法

ア 提出受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

下記の提出先へ紙媒体1部及び電子データにより提出すること。

<提出先：紙媒体>

宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県庁13階）

<提出先：電子媒体>

kankyoss@pref.miyagi.lg.jp（環境政策課省エネ・再エネ推進班）

### (3) 作成に当たっての留意事項

ア 言語は日本語とし、文書の補完のための写真、イラスト等を用いることが出来る。

イ 提出期限後の提案書の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

## 8 審査及び審査基準

審査は地産地消型再エネ導入・活用推進に向けた県事業アドバイザー業務プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

### (1) 一次審査（書類審査）

ア 提案者が3者を超えた場合は、本審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施する。

イ 実施日

令和7年6月2日（月）

ウ 実施方法

（ア）提案者の評価は、（3）審査基準に基づき各委員がそれぞれ採点することにより行う。

（イ）各委員が付けた順位点の総計が最も高い者から上位3者を選定し、本審査（プレゼンテーション審査）を行うものとする。

（ウ）各委員が付けた順位点の総計が同点となるなど、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により上位3者を選定する。

### (2) 本審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日（予定）（時間は県が別途指定する。）

令和7年6月5日（木） 宮城県庁行政庁舎内会議室

イ 実施方法

（ア）出席者は2名以内とする。

（イ）1提案者当たりの時間は15分以内（説明10分、質疑応答5分）とする。

（ウ）提出書類によりプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

（エ）プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、使用するパソコンは提案者が用意すること。

（オ）提案者の評価は、（3）審査基準に基づき各委員がそれぞれ採点することにより行う。

（カ）評価の結果、委員ごとに採点した審査点の総計の平均が6割に満たない場合、失格とする。

（キ）各委員が付けた順位点の総計が最も高い提案者を業務委託候補者に選定する。

（ク）各委員が付けた順位点の総計が同点となるなど、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により業務委託候補者を選定する。

### (3) 審査基準

ア 次表の審査項目及び配点（合計点：100点）により審査点を算出する。

審査項目	審査の基準	配点
類似業務の受託実績	本業務を適切かつ効果的に実施できる実績を有しているか。	40
業務の実施方針	本業務を適切かつ効果的に実施することが期待できるか。	30
業務の遂行体制	本業務を確実に実施できる体制となっているか。	10
業務実施スケジュール	仕様書に定めるスケジュールどおりに業務を実施できるものとなっているか。	5
経費参考内訳	仕様書及び企画提案の内容に対し、妥当かつ具体的に積	5

	算されているか。	
その他提案事項	(提案がある場合) 提案の内容について、本事業の効果を高めることが期待できるか。	10
	合計	100

イ アの審査点の高い順に次のとおり順位点を配点する。

1位：10点、2位：8点、3位：6点、4位：4点、5位：2点、6位以降：0点

#### (4) 審査結果の通知

一次審査の結果は、審査終了後、速やかに対象の全ての応募者にメールで通知する。

本審査の結果は、審査終了後、速やかに対象の全ての応募者へメールで通知するほか、業務委託候補者を環境政策課ホームページにて公表する。

## 9 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎてから提出した場合

イ 本要綱及び仕様書に定める作成様式・条件に著しく適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や改ざんがあった場合

エ 応募要件を有していないことが判明した場合

オ 故意に選定委員に接触したとき。

カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと県が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 提出された提案書は、提案の選定に係る事務以外に使用しない。

(4) 提出された企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。

(5) 他の提案者の提案内容や評価結果など、審査については他者に開示しない。

(6) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(自由様式)を提出すること。

なお、取下願の提出後の企画提案書の再提出は認めない。